

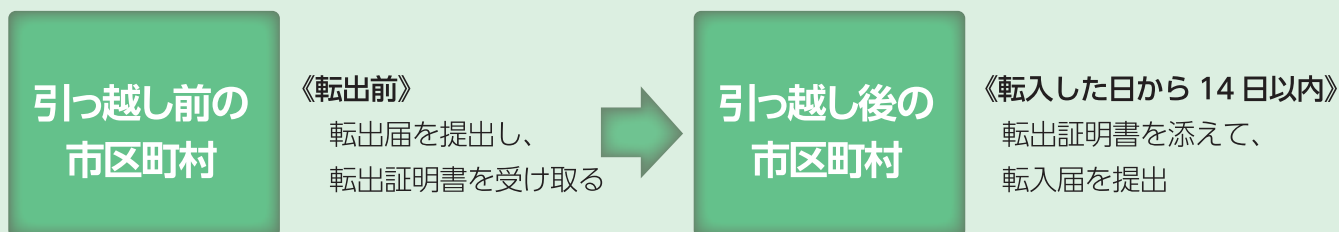
引っ越したら 住民票を移しましょう！



進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる**寮・アパート等が住所地**になります。

住民票は、**選挙人名簿**などの各種の**登録**や**行政サービス**につながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

転出・転入の手続きは**簡単**です！



- 転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください！

引っ越しをされる方は**注意**が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として**住民票のある市区町村**です。

異なる市区町村に転出した方で、**住民票を移していない**、又は**住民票を移して3カ月経過していない**場合は、**新しい住所地で投票できません**。



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票はどうしたらいいの？

国政選挙では、旧住所地に3カ月以上住んでいれば、投票日当日に、**旧住所地の投票所**に行って投票するか、投票日前でも**旧住所地の期日前投票所**に行き投票することができます。

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票を活用できます。

※ 都道府県(市区町村)の選挙においては、当該都道府県(市区町村)の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

不在者投票の手続き

1. 投票用紙等の請求

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。

市区町村によっては、オンラインで請求できます。詳しくは選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙人名簿に登録されている
市町村の選挙管理委員会

2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り

選挙区選挙の例

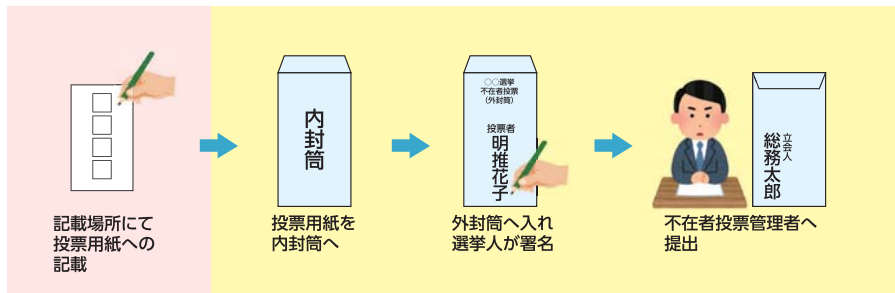


※注意
不在者投票
証明書は
開封しない!
投票用紙に予め
記入しない!

行きやすい市町村の選挙管理委員会
具体的な場所は選挙管理委員会に確認ください。

3. 不在者投票

封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、以下の手続きを行います。



不在者投票管理者から、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に郵送するため、その所在地が分かる資料(郵送されてきた際の封筒等)を持参してください。

外国に引っ越した場合、投票はどうしたらいいの？

在外選挙制度により、外国にいても日本の国政選挙で投票することができます。投票するためには、**在外選挙人名簿**に登録する必要がありますので、お住まいの住所を管轄する日本国大使館・総領事館で申請してください。

※ 平成28年の公職選挙法の改正により、平成30年6月1日までの間において政令で定める日から、国内市区町村においても申請できる制度が導入されることとなっています。

在外選挙制度では、「**在外公館投票**」「**郵便等投票**」「**日本国内における投票**」のいずれかの方法により投票できます。

詳しくは 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>